

|             |              |                      |
|-------------|--------------|----------------------|
| <b>交渉情報</b> | <b>NO.25</b> | 日本郵便(株)信越支社<br>要員集配部 |
| JP労組 信越地方本部 | 2022年9月29日   | 添付資料:2枚              |

## 2022年度冬期増区委託の実施について

日本郵便(株)信越支社 要員集配部は、本日(9月29日)「2022年度冬期増区委託の実施」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、冬期降雪期の集配業務を円滑に行うため、郵便局の申請に基づく支社承認により、冬期増区委託を実施するものです。

### 1. 支社承認について

#### (1) 冬期増区期間

2022年12月1日(木)から2023年3月31日(金)までの期間内で、郵便局が必要とする期間とする。

#### (2) 支社承認基準

前年度の実績を基本に、検討・承認する。

#### (3) 1週当たりの日数

土曜休配に伴い、1週当たりの委託日数は5日以内。

配達日は月曜日から金曜日までとし、休配日(土曜日、日曜日、祝日)は委託対象日としない。

※ 過去に冬期増区委託契約を締結しており、今年度、契約を予定する受託者に対しては、週5日になる旨を丁寧に事前説明する。

### 2. 期間雇用社員による代替

冬期増区は、原則として受託者による対応とするが、計画時に受託者の確保が困難な場合は、期間雇用社員による代替処置も可能とする。

### 3. 天候不良時の対応

天候等の状況により、支社承認期間前の施設開設または期間延長が必要な場合は事前に個別連絡を受け対応する。

### 4. 昨年度の確保状況

支社資料②を参照のこと。

【労使対応】 単局窓口・部会労使委員会(窓口)